

情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針(第3版) 概要

改定背景

研究活動における不正行為の事案が少なからず発生していることから、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)や文部科学省 科学技術・学術審議会において研究不正行為への対応について議論がなされ、CSTIから「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」が示された。
このような状況を踏まえ、総務省では「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針」の改定を行うもの。

主な変更点

以下のような対応を図ることを新たに規定

- ・研究者倫理の向上を図る研究倫理教育の実施
- ・研究機関において、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備
- ・組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への管理条件の付与、間接経費の削減等の措置

対象

- ・対象とする資金：
競争的資金等（総務省から配分される情報通信分野における競争的資金を中心とした公募型の研究資金）
- ・対象とする研究機関：
競争的資金等、総務省所管の独立行政法人に対する運営費交付金等の基盤的経費その他の総務省の予算の配分又は措置により所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関
- ・対象とする不正行為（特定不正行為）：
捏造、改ざん、盗用

過去の指針との対応及び新規指針に基づき行うべきこと

第2版

第3版(案)

目的【第1章】

対象となる不正行為【第2章】

対象となる研究資金制度等【第3章】

不正行為に対する基本姿勢【第4章】

告発等の受付【第5章】

告発等に係る事案の調査【第6章】

告発者及び被告発者に対する措置【第7章】

不正行為と認定された者に対する措置【第8章】

関係府省との連携等【第9章】

適用・用語の定義【はじめに】

研究活動の不正行為に関する基本的考え方【第1節】

不正行為の事前防止のための取組【第2節】

倫理教育履修依頼
履修状況管理

倫理教育実施
履修状況報告

研究活動における特定不正行為への対応【第3節】

不正行為の調査手続・方法
不正行為対応責任者・責任者の役割・責任の範囲
等の明確化

告発の受付、予備調査、本調査、認定、公表等

特定不正行為及び管理責任に対する措置【第4節】

・特定不正行為に対する
研究者・研究機関への措置
・管理責任に対する研究機関
への措置 等

総務省による調査と支援【第5節】

配分機関

研究機関